資料１

路上喫煙対策に関する取組状況

令和８年７月16日

大阪市環境局

1　喫煙所の確保状況

令和７年１月27日、大阪市内全域で路上喫煙を禁止する「大阪市路上喫煙防止に関する条例」の改正条例（以下「条例」という。）を施行。

条例では、本市の責務として分煙施設の整備等の必要な施策を実施するとしており、令和８年７月１日時点において、**誰もが無料で利用できる大阪市指定喫煙所**として、**公設の喫煙所（72箇所）、補助設置による喫煙所（121箇所）、民間の既存喫煙所の一般開放（154箇所）**に加え、**情報提供喫煙所（126箇所）**をあわせて、**473箇所・396地点**を確保、本市ホームページ等で案内。

【喫煙所確保に向けた主な取組】

（１）飲食店に対する働きかけ

飲食しながら喫煙が可能である店舗が多く存在する**ミナミエリア**において、情報提供喫煙所の登録について働きかけ。

手続きについても、オンライン（行政オンラインシステム）申請に対応した結果、**新たに55箇所の店舗を登録**。

情報提供喫煙所募集用チラシ



（２）コンビニエンスストアに対する働きかけ

市内コンビニエンスストアにおいて、**店内に喫煙所を設置している店舗**に対し、一般開放や情報提供喫煙所の登録について働きかけ。結果、７年度に**新たに18箇所の店舗を登録**。

（参考）ミナミエリアでの情報提供喫煙所登録の働きかけについて

●情報提供喫煙所の登録状況の推移

…情報提供喫煙所　…大阪市指定喫煙所



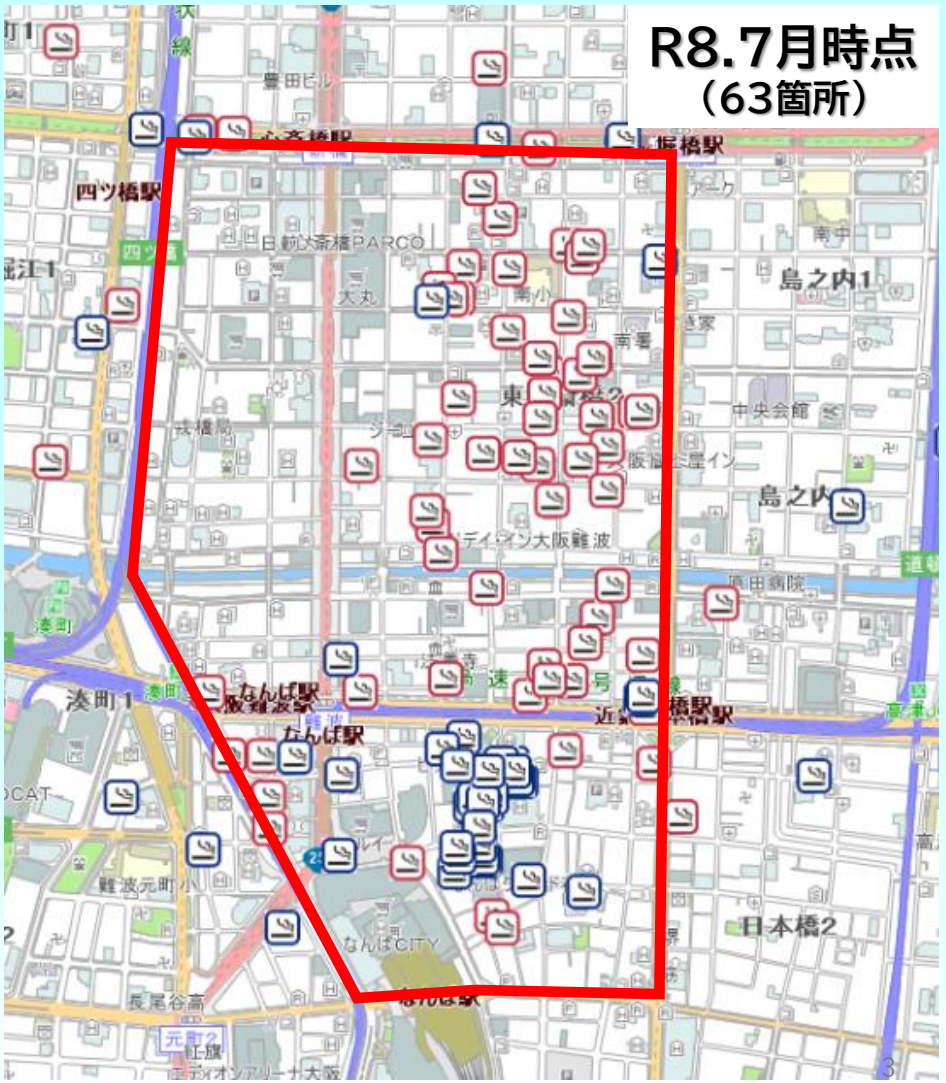

2　路上喫煙対策の実効性の向上に向けた実態把握・検証について

市内全域で路上喫煙を禁止する改正条例施行後の路上喫煙の状況を確認するため、**実態把握・検証を実施**。令和７年12月に**「対策の優先度が高いエリア」**に対する個別具体的な取組内容を盛り込んだ最終とりまとめを公表。

＜実態調査（アンケート）＞…市民向けインターネットアンケート調査を実施（令和７年７月下旬）
（対象：大阪市内に居住の市民 500人（割合：喫煙者137人・非喫煙者363人））

○市内全域での路上喫煙禁止の認知度

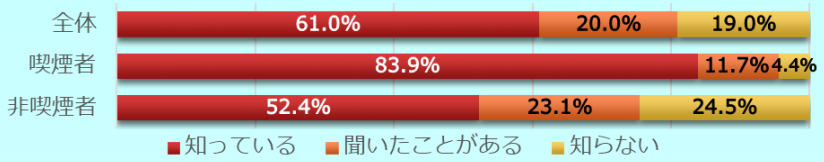

「聞いたことがある」を含めると、全体で81.0%、喫煙者に限ると95.6%で非喫煙者の75.5%を大きく上回る。

○喫煙できる場所の確保状況の評価について

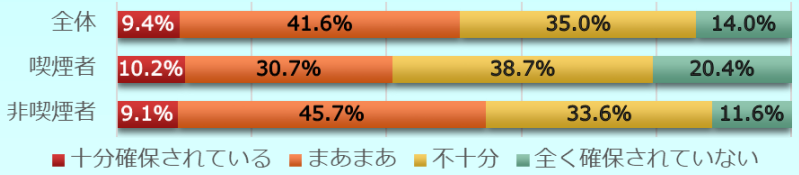

全体の肯定的な意見が51.0%。
喫煙者に限ると40.9%、非喫煙者では54.8%

○路上喫煙対策に関する施策の改善点について

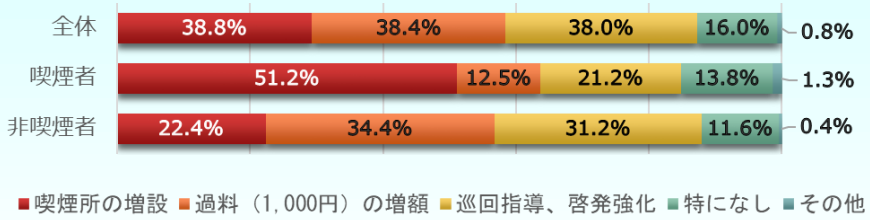

喫煙者の51.2%が喫煙所の増設を求めている一方、非喫煙者は22.4%。
非喫煙者は過料の増額（34.4%）及び啓発指導体制の強化（31.2%）などが高い。

2　路上喫煙対策の実効性の向上に向けた実態把握・検証について

＜実態調査（定点調査）＞…万博閉幕後の平常時に定点調査を実施（令和７年10月下旬）※過去推移：P5参照

市全体の路上喫煙率は改正条例施行前と比べ、**約４割（0.09%）減少**。路上喫煙禁止の取組が市民等に広く浸透したこと、また、喫煙所の整備をはじめとする分煙環境の充実を図ったことが主な要因。

0.24%
（R6年12月実施結果）
→
0.15%
（R7年度調査結果）

一方、**対策の優先度が高いエリア**では、市全体の路上喫煙率（0.15%）と比べると、**約２倍（0.31%）**。

エリア別	路上喫煙率
市全体	0.15%
対策の優先度が高いエリア	0.31%

路上喫煙をなくすためには、**喫煙所の確保のみではなく**、路上喫煙対策指導員等による巡回指導などにより、**ルール、マナーを順守するよう喫煙者への働きかけ**を継続して行うなど、**意識の向上**が必要。

「対策の優先度が高いエリア」の具体的な対策については、**「新たな指定喫煙所の確保」**を図ったうえで、エリアの状況に応じた**「啓発指導体制の強化」**。

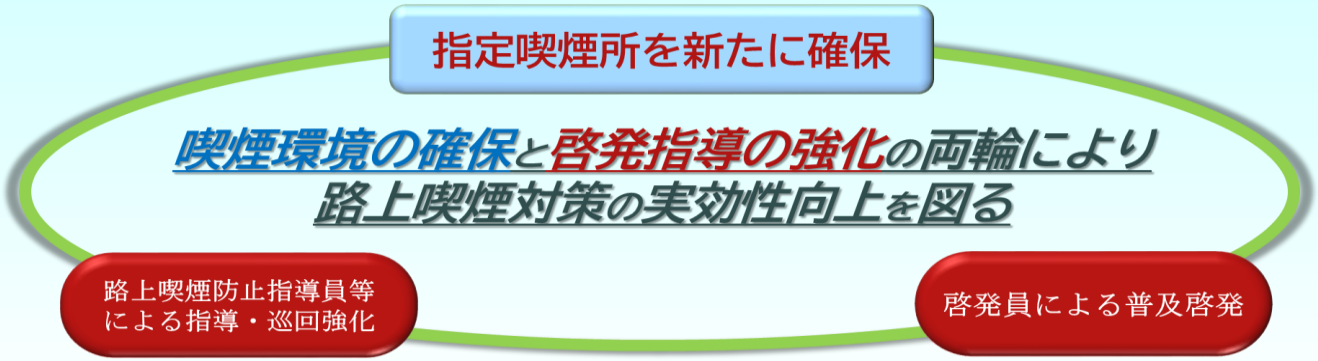

（参考）定点調査における路上喫煙率の推移

路上喫煙率＝喫煙者数÷通行者数

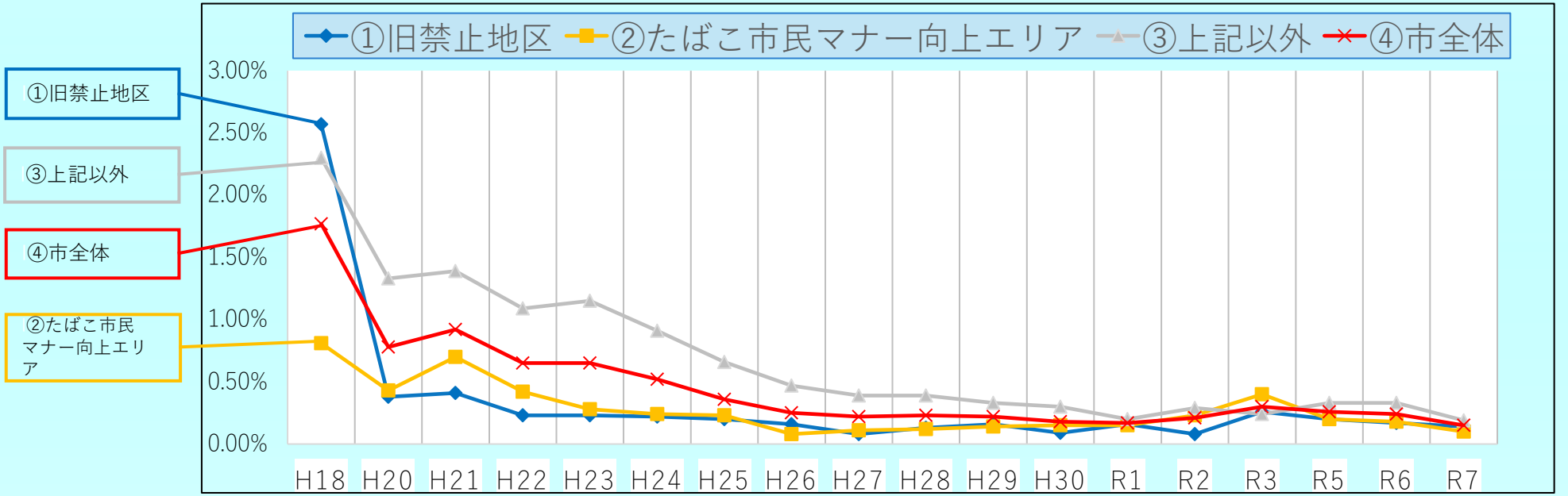

エリア別	H18	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R5	R6	R7※
①旧禁止地区	2.57%	0.38%	0.41%	0.23%	0.23%	0.22%	0.20%	0.16%	0.08%	0.13%	0.16%	0.09%	0.16%	0.08%	0.26%	0.20%	0.17%	0.14%
②たばこ市民マナー向上エリア	0.81%	0.43%	0.70%	0.42%	0.28%	0.24%	0.23%	0.08%	0.11%	0.12%	0.14%	0.15%	0.15%	0.23%	0.40%	0.20%	0.18%	0.10%
③上記以外	2.30%	1.33%	1.39%	1.09%	1.15%	0.91%	0.66%	0.47%	0.39%	0.39%	0.33%	0.30%	0.20%	0.29%	0.24%	0.33%	0.33%	0.19%
④市全体	1.77%	0.78%	0.92%	0.65%	0.65%	0.52%	0.36%	0.25%	0.22%	0.23%	0.22%	0.18%	0.17%	0.21%	0.30%	0.26%	0.24%	0.15%
対策の優先度が高いエリア																		0.31%

※R7年度より、平日・休日の両方調査

3　万博開催期間中の重点的な広報について

大阪・関西万博の開催に伴い、多数の来阪が見込まれるインバウンドを含めた観光客を対象に、訪日外国人が多く滞在する**梅田・心斎橋・なんばエリアの街頭デジタルサイネージ**を活用し、外国語も含めた音声アナウンス付きの周知。

また、**大阪メトロ車両内や駅構内**での周知の充実、新たに**関西空港駅構内や沿線鉄道車両、空港リムジンバス車内**におけるデジタルサイネージを活用した広報、周知。

さらに、**各種フリーペーパー**の掲載に加え、**市内各ホテル**へポスター等の掲示を依頼。

●街頭デジタルサイネージ



うめだHEP前ビジョン

●街頭デジタルサイネージ



トンボリステーション（戎橋周辺）

●メトロ駅構内サイネージ



心斎橋駅（ホーム）

●メトロ駅構内ポスター



新大阪駅（駅構内）

●関西空港駅デジタルサイネージ



●JR車両内



●空港リムジンバス 車内モニター



3　万博開催期間中の重点的な広報について

●インバウンド向けフリーペーパー













●市内各ホテルへポスター等掲示





ホテル西側(ポスター)



ホテル東側(ポスター)

ホテルアウィーナ大阪



ホテル正面(サイネージ)

ホテルロイヤルクラシック大阪

４　啓発指導体制の強化

（路上喫煙防止指導員等による指導・巡回強化）

路上喫煙防止指導員体制について、**令和７年４月１日時点87名から令和８年７月１日現在108人に増員**し、路上喫煙者の多い駅前や広聴場所など重点的に市内全域で実施。

（路上喫煙防止啓発員による普及啓発）

令和８年１月から路上喫煙防止指導員等による指導・啓発に加え、**昼間時間帯の啓発強化や繁華街（キタ・ミナミエリア）における夜間時間帯の啓発**を図るため、委託による路上喫煙防止に関する啓発活動を実施。







５　啓発表示

（１）路面表示シート



大阪市が管理する公園に貼付

（２）道路照明柱啓発表示幕



（３）車両案内板掲示



車両右側面に貼付

６　普及啓発活動における主な取組み

（１）専修学校デザインによる啓発ポスターの作成







（２）ポケットティッシュ、のぼり、ポスター等での啓発







（３）二十歳のつどいで喫煙マナー向上の啓発



各区で行われる二十歳のつどいにおいて、新成人にチラシによる啓発を実施

7　路上喫煙を禁止する区域（２号区域）の指定について

条例第５条第２号に規定する市長が指定する区域については、条例第６条に基づき、**本市が管理する区域以外で、当該道路等を管理する権原を有する者（以下「管理権原者」という。）との合意**に基づき、路上喫煙禁止区域に指定。

管理権原者との合意については、**「路上喫煙を禁止する区域の指定に係る合意の手続等に関する要綱」**に基づき、手続きを実施。

（１）直轄国道

大阪市内において、**一部の国道（右図参照）は国が直接管理（直轄国道）**を行っており、本市が管理する道路ではないため、これまで路上喫煙禁止区域には含まれていない。

令和８年２月27日、**本市と国で合意書を締結**。約２か月の周知期間を設けたうえで、**令和８年５月18日に市内の直轄国道を新たに路上喫煙禁止区域に指定**。

国道名	起点	終点	延長距離
国道１号	大阪市旭区今市２丁目	大阪市北区梅田１丁目３番	7．8 km
国道２号	大阪市北区梅田１丁目３番	大阪市西淀川区佃２丁目148番	6．2 Km
国道25号	大阪市平野区加美南５丁目	大阪市浪速区難波中１丁目６番５号	9．5 km
国道26号	大阪市浪速区戎本町１丁目	大阪市住之江区西住之江町４丁目	6．6 km
国道43号	大阪市西成区出城１丁目１番	大阪市西淀川区佃６丁目	9．8 km
国道163号	大阪市旭区高殿７丁目	大阪府旭区新森６丁目	2．0 km

路上喫煙禁止直轄国道区域



（参考）

第５条　市民等は、次に掲げる区域内において路上喫煙をしてはならない。

⑴　道路等のうち、本市が管理する区域

⑵　道路等（前号に掲げる区域を除く。）のうち、市長が指定する区域

第６条　前条第２号の指定は、当該道路等を管理する権原を有する者との合意に基づき行うものとする。

7　路上喫煙を禁止する区域（２号区域）の指定について

（２）その他

私道・公開空地（２箇所）		
２号区域指定場所	合意書締結日	指定年月日
ハルカスロード巴通り	令和7年7月30日	令和7年10月31日
都島住宅京橋ビル	令和7年9月10日	令和7年12月1日

【参考】ハルカスロード巴通り位置図



児童遊園（10箇所）		
２号区域指定場所	合意書締結日	指定年月日
四貫島児童遊園	令和7年10月28日	令和8年1月15日
新開児童遊園	令和7年11月20日	令和8年3月1日
橘東児童遊園	令和7年11月20日	令和8年3月1日
旭北八児童遊園	令和７年11月21日	令和8年3月1日
敷津浦北児童遊園	令和7年11月21日	令和8年3月1日
緑児童遊園	令和8年2月24日	令和8年5月7日
市岡元町児童遊園	令和8年3月10日	令和8年5月18日
片町一丁目児童遊園	令和8年3月18日	令和8年6月1日
西大道児童遊園	令和8年3月31日	令和8年7月1日
相川南児童遊園	令和8年3月31日	令和8年7月1日

８　過料処分件数

（１）改正条例施行前

名　称	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （～１月26日）
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂・こども本の森中之島周辺・堂島公園の一部及び周辺地域（平成19年７月４日指定、令和３年４月１日・令和４年９月１日追加指定）	４４５件	６８１件	７４０件	９９７件
都島区京橋地域（平成27年２月１日指定）	６１３件	８５４件	６８６件	６４４件
中央区戎橋筋・心斎橋筋地域（平成31年２月１日指定）	５２件	８０件	７１件	８５件
中央区長堀通り地域（令和３年４月１日指定）	６０件	１３７件	１４０件	２９３件
天王寺区、阿倍野区天王寺駅周辺地域（令和２年２月１日指定）	１，０７７件	１，４３０件	１，１２１件	１，２４２件
北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域（令和２年２月１日指定）	６８３件	１，０４３件	８５９件	１，０００件
計	２，９３０件	４，２２５件	３，６１７件	４，２６１件

※　緊急事態宣言期間（令和３年４月25日～６月20日、令和３年８月２日～９月30日）中については、喫煙所を閉鎖。

8　過料処分件数

（２）改正条例施行後

令和６年度

行政区	１月	２月	３月	計
北区	2	56	71	129
都島区	0	12	18	30
福島区	0	11	11	22
此花区	0	3	16	19
中央区	7	47	50	104
西区	0	10	22	32
港区	0	3	5	8
大正区	0	2	7	9
天王寺区	0	23	19	42
浪速区	2	2	41	45
西淀川区	0	2	1	3
淀川区	0	0	0	0
東淀川区	0	0	0	0
東成区	0	6	23	29
生野区	0	8	6	14
旭区	1	6	5	12
城東区	3	5	2	10
鶴見区	0	4	2	6
阿倍野区	0	13	24	37
住之江区	0	0	1	1
住吉区	0	3	4	7
東住吉区	0	3	11	14
平野区	0	4	15	19
西成区	0	1	11	12
合計	15	224	365	604

令和７年度

行政区	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計
北区	171	182	209	207	188	240	222	121	192	176	191	175	2,274
都島区	31	51	88	95	56	110	99	67	67	86	114	88	952
福島区	27	46	40	19	52	48	60	47	57	52	43	50	541
此花区	23	41	35	6	29	26	36	14	22	34	34	52	352
中央区	157	158	138	144	136	235	285	271	199	461	583	576	3,343
西区	68	78	109	102	138	141	176	150	126	135	129	85	1,437
港区	33	39	54	48	54	44	67	42	43	31	48	44	547
大正区	19	30	6	19	17	31	35	25	33	22	29	37	303
天王寺区	40	73	59	50	46	50	68	57	51	65	74	58	691
浪速区	99	120	159	178	233	223	230	207	199	179	216	215	2,258
西淀川区	20	32	23	17	13	33	25	20	19	38	24	19	283
淀川区	43	77	64	91	111	127	145	59	111	88	94	83	1,093
東淀川区	18	50	72	91	51	88	89	70	84	76	88	64	841
東成区	24	41	70	56	71	86	87	67	76	65	72	88	803
生野区	31	38	61	50	58	45	67	62	67	48	58	53	638
旭区	4	7	7	6	5	0	3	0	0	2	2	3	39
城東区	11	18	6	8	9	2	0	2	0	3	2	2	63
鶴見区	5	11	6	6	4	3	0	1	1	2	0	3	42
阿倍野区	35	83	113	69	104	82	95	103	90	69	84	108	1,035
住之江区	5	9	9	12	16	12	6	8	10	10	12	11	120
住吉区	8	10	5	18	22	16	19	14	22	8	17	11	170
東住吉区	26	26	43	43	43	66	57	72	58	63	73	58	628
平野区	15	28	34	34	36	55	50	53	47	36	42	48	478
西成区	26	28	29	37	28	29	28	27	45	29	29	15	350
合計	939	1,276	1,439	1,406	1,520	1,792	1,949	1,559	1,619	1,778	2,058	1,946	19,281

９　広聴件数　　環境局関連

（１）市民の声等　広聴件数の推移

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件数	389	634	816	508	444	1,610	2,975

（２）項目別内訳

項　目	令和６年度 意見数　※1	令和７年度 意見数　※１	前年度比
①路上喫煙対策強化を望む意見（禁止地区拡大・厳罰化など）	630	235	▲395
②啓発の充実、灰皿の撤去等を望む意見	499	456	▲43
③受動喫煙を懸念する意見	192	303	111
④指導に関する意見	173	1,715	1,542
⑤喫煙所増設を関する意見	111	129	18
⑥たばこのポイ捨てに関する苦情等	105	264	159
⑦その他　※2	311	635	324
合　計	2,021	3,737	1,716

令和６年度　項目別内訳

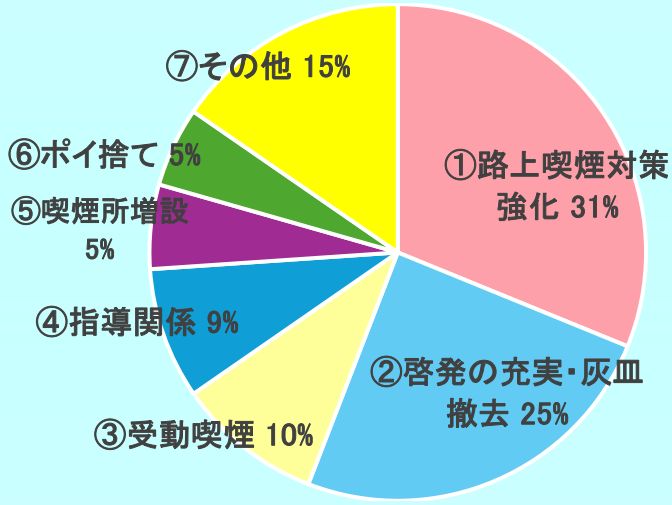

令和７年度　項目別内訳

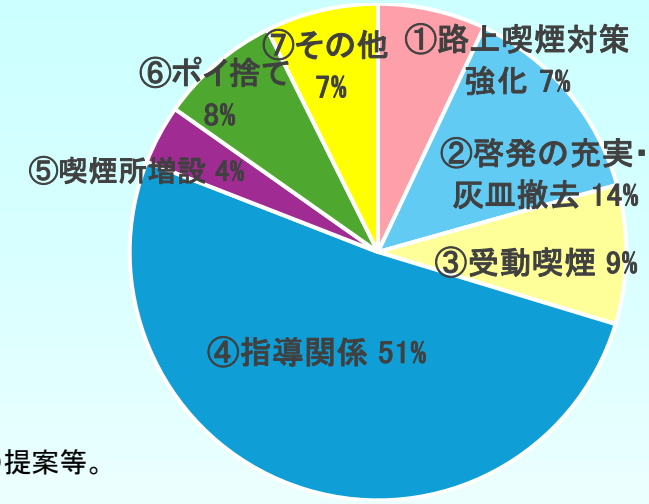

※１　項目については、重複があることから、広聴件数と異なる。　※２　路上喫煙に関する施策の提案等。

令和７年１月27日、市内全域で路上喫煙が禁止となり、**路上喫煙防止指導員が市内全区を巡回**する体制に移行。
結果、**指導員の巡回を求める要望**が増え、意見数の増加につながっていると考えられる。

10　「たばこ市民マナー向上エリア団体」の令和７年度活動報告

（１）活動団体・活動回数・延べ参加人数

年度	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
団体数	73団体	75団体	70団体	72団体	74団体	72団体	69団体
活動回数	879回	747回	701回	383回	671回	455回	911回 ※1
参加人数（延べ）	98, 508人	13, 220人	13, 689人	9, 986人	37, 274人	32, 875人	15, 074人 ※1

※1　一部未確認団体あり。

（２）主な活動内容

・街頭や各種イベント時の啓発活動
　（啓発ティッシュの配布等）
・のぼり、ポスターの掲示、定期的な清掃活動の実施等（環境局よりポケットティッシュ、ポスター、のぼり等の啓発物品を提供）



啓発ポスター



ポケットティッシュ

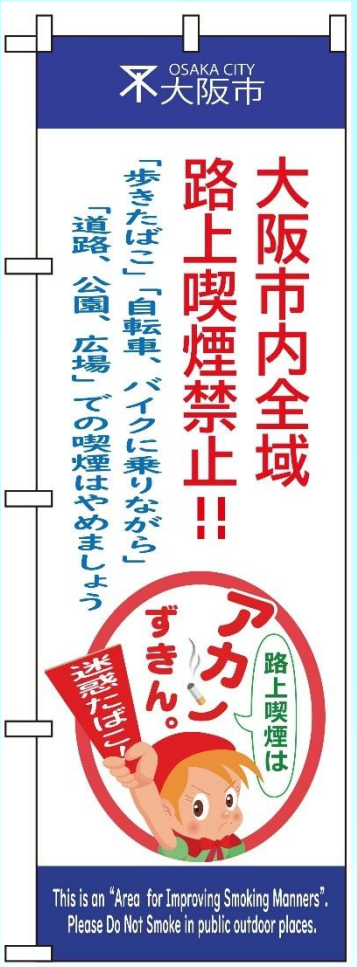

のぼり